

那覇市福祉バス運行事業実施要綱

令和8年3月3日福祉部長決裁

那覇市福祉バス運行事業実施要綱(平成23年4月1日健康福祉部長決裁)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、那覇市高齢者在宅生活支援条例施行規則(平成12年那覇市規則第40号。以下「規則」という。)第2条第2項第4号の福祉バス運行事業(以下「事業」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 事業は、自動車の運転に不安を感じる高齢者の移動手段を含め、市内の福祉施設及び介護予防拠点を利用する高齢者等の交通手段の確保を図り、積極的な社会参加を支援することを目的とする。

(実施主体等)

第3条 事業の実施主体は、市とする。

2 事業は、前条の目的を達成するために相当と認める事業者に委託することができる。

(事業の内容)

第4条 事業は、総合福祉センター、老人福祉センター、老人憩の家等の福祉施設及び地域包括支援センター等の介護予防拠点を含むコースを1日4回巡回するバスを運行する。

2 前項に規定する運行は、市長が指定する車両により行うものとする。

3 第1項に規定するコースの経路、停車位置、停車時刻その他必要な事項は、別に定める。

(バスを利用することができる者)

第5条 前条第1項に規定するバス(以下「福祉バス」という。)を利用することができる者は、次に掲げる者とする。

(1) 市内に居住する、60歳以上の者又は障がいのある者

(2) 前号に掲げる者が付添いを必要とする場合にあっては、当該付添いのためバスに同乗する者

2 前項第2号に掲げる者が福祉バスを利用する場合の人数は、当該付添いを必要とする者1人につき1人とする。ただし、特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

(運行日等)

第6条 福祉バスを運行する日は、次の各号に掲げるコースの区分に応じ、当該各号に定める曜日に該当する日とする。

- (1) 本庁コース 月曜日、水曜日及び金曜日
- (2) 小祿コース 火曜日、木曜日及び土曜日
- (3) 首里コース 月曜日、水曜日及び金曜日
- (4) 真和志コース 火曜日、木曜日及び土曜日

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる日は、福祉バスの運行は休止とする。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条に規定する国民の祝日(敬老の日を除く。)
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)
- (3) 6月23日(慰霊の日)
- (4) 車両の点検、修繕等に要する日(遵守事項等)

第7条 市長は、第3条第2項の規定による委託を受けた者に対し、次に掲げる事項を遵守させなければならない。ただし、特別な事情があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 担当する運転手を複数人確保すること。
- (2) 使用する車両の法定点検、定期点検等を確実に実施し、安全な運行ができる対応をとること。
- (3) 使用する車両に故障その他不測の事態が生じたときは、代替車両による運行等の措置を図ること。
- (4) 定められた停車時刻よりも早く到着した場合は、定められた停車時刻まで待機した上で出発すること。
- (5) 市の委託事業であることを鑑み、利用者に対して親切かつ丁寧に対応するとともに、利用者に不快な印象を与える言動や態度を厳に慎むこと。
- (6) 福祉バスについての苦情等(運転手の言動及び態度その他実際の車両の運行に対するものに限る。)があったときは、誠意をもって対応し、再発防止策を講ずること。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。